

専門部から

平成17年度日医認定産業医制度研修会開催一覧  
(道内開催分のみ)

◇産業保健部◇

主催者名	開催日時	開催場所	主なテーマおよび講師	基礎・生涯研修 単位数			連絡先	備考
				前期	実地	後期		
				更新	実地	専門		
札幌市産業医協 議会	平成18年1月19日(木) 18:30~20:30	札幌市医師会館 (札幌市)	・手作業に関連する上肢疾患 札幌医科大学保健医療学部 理学療法学科助教 青木 光広			2	札幌市産業医協議会 011-611-4181	
						2		
北海道産業保健 推進センター	平成18年2月13日(月) 18:00~20:00	北海道産業保健 推進センター (札幌市)	・労働災害と脊髄損傷 ～職業性腰痛の診断と治療～ 美瑛労災病院整形外科部長 種市 洋			2	北海道産業保健推進 センター 011-726-7701	定員：50名
						2		
北海道産業保健 推進センター	平成18年2月20日(月) 18:00~20:00	北海道産業保健 推進センター (札幌市)	・職業性呼吸器疾患について 岩見沢労災病院副院長 木村 清延			2	北海道産業保健推進 センター 011-726-7701	定員：50名
						2		
札幌市産業医協 議会	平成18年2月23日(木) 18:30~20:30	札幌市医師会館 (札幌市)	・長時間労働に関する諸問題 富士ゼロックス㈱全社産業医 河野 慶三			2	札幌市産業医協議会 011-611-4181	
						2		

\* 研修単位数：上段は基礎研修、下段は生涯研修  
\* 主催者が太字のものは、本号より新たに掲載されたもので日医に申請中です

専門部から

個人情報に関する警察・検察等捜査機関からの照会について

◇総務部・医療安全部◇

このたび厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに関するQ&A（事例集）」に、警察・検察等の捜査機関からの照会についての対応の項目が追加され、以下のようなケースで「第三者提供の制限の例外」と解される旨連絡がありましたのでお知らせします。

【警察や検察等捜査機関からの照会について】

刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会はもちろん、任意捜査についても協力は任意であるものの、法令上の具体的根拠に基づいて行われるものであり、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当すると考えられ、法律違反とはならない。

また、災害発生時に警察が負傷者の住所・怪我の具合等を照会する場合についても、個人情報保護法第23条第1項第4号の「国の機関が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合」に該当すると考えられる。

なお、警察や検察等捜査機関からの照会や事情聴取により個人情報を提供することは民法上の不法行為を構成することは通常考えにくいですが、照会や事情聴取に応じ個人情報を提供する場合には、情報提供を求めた捜査官の役職・氏名を確認するとともに、その求めに応じ提供したことを後日説明できるよう記録しておくことが必要である。